

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月9日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第239号

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給に関する要綱の一部
を改正する告示

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給に関する要綱（平成16年野田市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
第3条第3号中「対象とする講座」の次に「（以下「指定教育訓練」という。）」を加える。

第4条第1号中「授業料」を「受講料」に改め、同条第2号中「前条第3号の講座」を「指定教育訓練」に改め、「できない支給対象者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、「対象教育訓練」を「支給対象講座」に、「授業料」を「受講料」に改め、「期間に限る。」の次に「以下この号及び次号において同じ。」を加え、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定教育訓練を受講する者であつて受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（支給対象講座を修了した日（以下「受講修了日」という。）の翌日から起算して1年以内に当該支給対象講座に係る資格を取得し、就職等した（当該支給対象講座修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。）当該支給対象者が支給対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（その額が240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が1万2千円を超えない場合は、訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第5条第2項各号列記以外の部分中「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第5条第3項中「前項の書類」を「前項第1号及び第2号の書類」に改める。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定した場合、当該通知にその旨を記載するものとする。

第7条第1項中「修了した後」の次に「（第6条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、雇用保険法施行規則第101条の2の4第3号に規定する受講証明書（以下「受講証明書」という。）に記載された支給単位期間末日の翌日以後）」を加え、同条第2項中「受講修了日」の次に「（第6条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、受講証明書に記載された支給単位期間末日の翌日）」を加え、同条第3項第3号を次のように改める。

- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第7条第3項第5号中「教育訓練修了証明書」の次に「又は受講者の教育訓練の終了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第6条第1項後段の規定により支給する場合に限る。）」を加え、同条第4項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（訓練給付金の追加支給の支給申請）

第9条 訓練給付金の追加支給を受けようとする母子家庭の母等は、受講修了日の翌日から起算して1年以内に当該支給対象講座に係る資格を取得し、就職等した後に、野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、受講修了日の翌日から起算して1年以内に当該支

給対象講座に係る資格を取得し、就職等した日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者にあつては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 当該母子家庭の母等及びその児童の戸籍の謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (5) 教育訓練施設の長が、受講者が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類
- (7) 当該母子家庭の母等が資格の取得をしたことを証明する書類

4 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するとき（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）は、前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

（訓練給付金支給追加支給の決定）

第10条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、支給要件の審査を行い、給付金支給の可否を決定し、野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定（却下）通知書（追加支給用）により、当該母子家庭の母等に通知するものとする。

2 前項の規定により支給の決定を受けた母子家庭の母等は、野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金請求書を市長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給に関する要綱（以下「新要綱」という。）第2条第1号、第5条第2項第3号及び第7条第3項第3号の規定は、令和6年8月30日以後に対象講座の指定の申請をする者について適用し、同日前に対象講座の指定の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第4条第3号、第9条及び第10条の規定は、令和6年8月30日以後に対象講座の受講を修了する者について適用し、同日前に対象講座の受講を修了した者については、なお従前の例による。